

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年3月10日

公益財団法人長野県下水道公社 理事長 小林 透

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

令和5～7年度マンホールポンプ場等維持管理業務その1（安曇野市）

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

安曇野市豊科、三郷、堀金及び明科地域

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、1年当たりの価格とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「県規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者で、当該入札参加資格審査申請における「営業品目区分表」の「その他の業務」の「下水道等維持管理」に登録されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 営業所の所在地が次の要件を満たしていること。

松本地域振興局管内に本店を有する者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 同種・類似の業務の受注実績について、次の要件を満たしていること。

下水道終末処理場又は下水道ポンプ場施設（マンホールポンプ場を含む。）の維持管理業務の受注実績を有すること。ただし、下請けは受注実績としない。

(7) その他、次の要件を満たしていること。

安曇野市広域監視装置による緊急故障・停電時に速やかに対応処置できること。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所

郵便番号 399-8205

安曇野市豊科 4960-1 長野県安曇野庁舎 1階

公益財団法人長野県下水道公社 中信支社

電話 0263 (73) 6500

4 入札説明会

開催しません。

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月17日(金) 午後1時30分

イ 場所 安曇野市豊科 4960-1 長野県安曇野庁舎 101 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和5年3月14日(火)午前11時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

入札説明書によります。

(6) 契約保証金

入札説明書によります。

(7) 入札の無効

入札説明書の11に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 入札に関する質問事項及び回答時期

(1) 質問受付期間 令和5年3月10日(金)～令和5年3月14日(火)まで

(2) 質問方法 電子メールで送付すること。

(3) 提出場所 公益財団法人長野県下水道公社 技術管理課

メールアドレス: honsya@npspc.or.jp

(4) 質問回答期限 令和5年3月15日(水)まで

7 その他

(1) 一抜け方式

本業務は、分割発注に係る入札で、対象業務、落札決定順位は、下記一覧表のとおりとします。

一抜け対象業務箇所一覧表

落札決定 順位	業務名	業務箇所
1	令和5～7年度マンホールポンプ場等 維持管理業務その1（安曇野市）	安曇野市豊科、三郷、堀金及 び明科地域
2	令和5～7年度マンホールポンプ場等 維持管理業務その2（安曇野市）	安曇野市穂高地域

(2) この入札に係る契約は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。

令和5年4月1日までに安曇野市と公益財団法人長野県下水道公社の間で下水道処理施設維持管理業務委託に係る協定が成立しない場合は、公益財団法人長野県下水道公社理事長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(3) この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人長野県下水道公社理事長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(4) 詳細は、入札説明書によります。